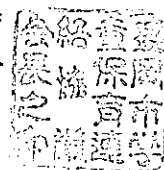


平成31年3月5日

盛岡市議会議員 天沼 久純 様

盛岡市松園三丁目12-1  
松園小学校敷地内  
松園学童保育なかよしクラブ内  
盛岡市学童保育連絡協議会  
会長 新田 育子



(紹介議員)

遠藤政幸

中村 高

鈴木礼子

村上真一

鈴木俊祐

守谷祐志

請願第 2 号



## 学童保育（放課後児童クラブ）の職員配置基準等の堅持を求める請願

学童保育（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、小学校の放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る大切な施設です。

そのため児童に対応する放課後児童支援員等の配置については、突発的な事故や資質向上のための研修参加等への対応のため、有資格者を含む複数の配置とする基準を国として定めており、この基準は市町村が条例を定める際に従うべきものとされています。

一方、放課後児童支援員等の人材の確保が困難な地域があることを理由に、国は当該従うべき基準を参酌すべき基準に緩和する方針をしめし児童福祉法を改定しようとしています。

仮に、従うべき基準が緩和され、有資格者が配置されず、職員が1名で多くの児童に対応することになった場合には、放課後児童クラブの安全性が著しく低下するおそれがあります。そもそも放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保であり、このための最低基準として当該従うべき基準が定められたものです。これを単に放課後児童支援員等の人員の確保が難しいという理由から緩和すべきではありません。

つきましては、地方自治法第99条の規定により、国に対し下記事項について、意見書を提出いただきますよう請願いたします。

### 記

#### 1 請願事項

放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準については、児童の安全が確保されるよう堅持すること。

#### 2 提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣(少子化対策)

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

内閣府特命担当大臣(地方創生)